

○歯学部履修規程

昭和59年4月1日
制定

(目的)

第1条 この規程は、北海道医療大学学則（以下「学則」という。）第36条に定める歯学部の授業科目の履修及び修得について、必要な事項を定めることを目的とする。

(授業科目)

第2条 各学年において履修する授業科目は、配当学年内に修得することを原則とする。

(履修)

第3条 次の各号に定める授業時間数以上出席し、試験を受験した者を、当該科目を履修したものとする。

(1) 臨床実習においては、各学年の総授業時間数の80%以上

(2) 臨床実習を除く授業においては、各学期の授業時間数の70%以上

但し、講義と実習で構成する授業科目については、各学期の授業時間数のそれぞれ70%以上または合わせて70%以上

2 前項の基準に達しない者は失格とする。

(修得)

第4条 前条に定める履修の要件を満たし、試験等の結果、当該授業科目の評価が可以上の成績に認定された者を、当該授業科目を修得したものとする。

(履修手続)

第5条 選択科目及び自由選択科目を履修する場合には、学期の始めにその学期に履修しようとする授業科目について、指定された期間内に履修届を提出し、履修登録をしなければならない。

2 指定された期間内に履修登録を行わない者は、当該学期における当該授業科目を履修することはできない。

3 履修登録した授業科目の変更、追加、取消し等は認めない。

4 卒業の要件として修得すべき単位数について、1年間に履修登録することができる単位数の上限は、原則として60.0単位とする。

(授業出席率による評点)

第6条 次に定める授業時間数に該当した者を、当該授業科目の定期試験の評点を0点とする。

(1) 臨床実習を除く授業においては、各学期の授業時間数の70%以上で80%未満

但し、講義と実習で構成する授業科目については、各学期の授業時間数のそれぞれ70%以上で80%未満または合わせて70%以上で80%未満

(試験)

第7条 試験には、定期試験・追試験・再試験・総合学力試験及び卒業試験がある。ただし、授業科目により、その他随時諸種の試験を行うことがある。

2 次の各号のいずれかに該当する者は試験を受けることができない。

(1) 第3条の規定により、失格となった者

(2) 第5条に定める履修登録をしていない者

(3) 授業料、その他の納入金を所定の期日までに完納していない者

(4) 試験時刻に20分を超えて遅参した者

(5) 学生証を所持しない者

3 試験時間・時間割等は、別に定める。ただし、授業科目によっては、当該授業科目の講義時間中に実施する場合がある。

(定期試験)

第8条 定期試験とは、各学期末に各授業科目について行う試験をいう。

(試験欠席届)

第9条 病気その他の理由により、前条に定める試験を受けることができなかった者は、次の各号の書類を添付の上、当該科目試験終了後1週間以内に「試験欠席届」を提出しなければならない。

(1) 病気欠席の場合は、医師の診断書を添付する。診断書には受験できなかった事由、期間が記載されているものとする。

(2) 交通事故の場合は、警察署の事故証明書又は交通機関の管理者の事故・遅延等の証明書を添付す

る。（なお、証明書が発行されない交通機関等の場合は、速やかに申し出ること。）

(3) 忌引の場合は、保証人の証明書を必要とする。

(4) その他緊急やむを得ない事由の場合は、その理由書を提出すること。

2 前項に定める届け出のない者は受験放棄とみなし、当該科目の履修を無効とする。

3 第1項の届出における欠席の事由が正当と認められない者は、当該授業科目の定期試験の評点を0点とする。

(追試験)

第10条 追試験とは、前条に定めるやむを得ない事由で定期試験を受けることができなかった学生のために、特に行われる試験をいう。

2 やむを得ない事由のない者及び当該科目担当教員の許可を得られない者は、追試験を受けることができない。

3 追試験を許可された者は、「追試験申込書」を授業科目ごとに提出し、受験手続きを完了しなければならない。

4 前項に定める受験手続きを完了していない場合及び追試験を欠席した場合には、当該科目の評点は0点とする。

(再試験)

第11条 再試験とは、定期試験の結果が60点未満の者について行う試験をいう。

2 再試験の受験希望者は、「再試験申込書」に受験料（1科目2,000円）を添えて、指定の期間内に受験手続きを完了しなければならない。

3 再試験の結果合格した場合、その評点は、原則として60点とする。

4 第2項に定める受験手続きを完了していない場合及び再試験を欠席した場合には、当該科目の評点は定期試験時の評点とする。

(試験中の不正行為)

第12条 試験中に不正行為をした者及び試験監督者の指示に従わない者は、即時試験場から退場を命じ、以後の受験を停止とし、学則第47条に基づき懲戒する。

2 前項の不正行為をした者は、当該科目並びに当該試験期間中の受験該当科目全科目の評点を0点とする。

(判定)

第13条 進級・留年・再履修・仮進級の判定は、教授会の議を経て決定する。

2 学年前期より後期にわたり継続して配当されている科目、又は学年前期もしくは学年後期に配当されている科目について、当該学年末に進級の判定を行う。

3 第1・2・3・5学年については第17条、第4学年については第19条、第6学年については第20条に定める。

(進級)

第14条 当該学年に配当されている全科目を修得しかつ、前条の規定により判定された者は、進級とする。

(留年・再履修)

第15条 失格科目及び不合格科目のある者は、留年とする。

2 留年した者は、当該学年に配当されている全科目を再履修しなければならない。

(仮進級)

第16条 前条の規定にかかわらず、仮進級させることが適当と認められた者は、教授会の議を経て、仮進級とする場合がある。

(総合学力試験)

第17条 総合学力試験は第1・2・3・5学年に行う。試験の合否判定は教授会の議を経て行う。

2 当該学年に配当されている全科目を修得し、かつ総合学力試験に合格した者は、進級とする。

3 前項以外の者は留年とする。

4 前項により留年した者は、当該学年に配当されている全科目を再履修しなければならない。

(共用試験)

第18条 共用試験は、第4学年に行う。試験の合否の判定は、教授会の議を経て行う。

(臨床実習の履修資格)

第19条 次の各号に定める全ての要件を満たした者に対し、臨床実習の履修資格を与える。

(1) 第4学年までに配当されている全科目を修得し、かつ共用試験に合格した者

- (2) 第5学年への進級判定時までにB型肝炎及び小児感染症（麻疹、風疹、水痘、ムンプス）の抗体価が臨床実習委員長が定める基準以上である者
 - (3) 季節型インフルエンザの予防ワクチンを大学が定める指定期間内に接種している者
 - (4) 前第2号及び第3号に定める抗体検査及びワクチン接種を本学医療機関以外で行った場合は、当該医療機関発行の証明書を臨床実習委員長まで提出しなければならない。
 - (5) 体質等健康上の理由により前第2号の基準を満たすためのワクチン及び第3号に定めるワクチンを接種できない者あるいはワクチンを接種してもなお抗体価が基準に達しない者は、主治医発行の理由書等を臨床実習委員長に提出しなければならない。
- 2 前項の条件を満たさない者は留年とする。
 - 3 前項により留年した者は、第4学年に配当されている全科目を再履修しなければならない。
- (卒業試験)

第20条 卒業試験は、第6学年に行う。試験の合否の判定は教授会の議を経て決定する。

- 2 所定の全科目を修得する見込みの者に対し、卒業試験の受験資格を与える。
- 3 卒業試験の不合格者に対して、次年度前期に再度の卒業試験を行う。
- 4 卒業試験を受けるには、所定の卒業試験料（10,000円）を納入しなければならない。
- 5 第6学年に配当されている科目を全科目修得し、かつ卒業試験に合格した者は、卒業を認定する。
- 6 第6学年に配当されている科目に失格科目及び不合格科目のある者は留年とし、第6学年に配当されている全科目を再履修しなければならない。

(英語検定試験による単位認定)

第21条 本学部が教育上有益と認めるときは、大学以外の教育施設等における学修のうち、文部科学大臣が定める学修に相当する英語検定等の学修を本学部の授業科目の履修とみなし、所定の科目の単位として認定することができる。

- 2 前項の単位の認定に係る必要事項については、別に定める。

(補則)

第22条 この規程に定めるもののほか、歯学部授業科目の履修及び修得に関する必要事項は、教授会で決定する。

(改廃)

第23条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学部長が決定する。

附 則

この規程は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和61年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成2年4月1日から施行する。
- 2 「7 進級・留年・再履修・仮進級の2」の規定にかかわらず、平成2年度第2学年及び第3学年の第2学年後期開講科目（英語Ⅳ・ドイツ語Ⅳ・動物形態学）については、第3学年前期末における第3学年後期履修判定の対象科目とする。

附 則

- 1 この規程は、平成7年4月1日から施行し、平成7年度入学生から適用する。但し、5 追試験及び6 再試験については、この規程の効力が生じる際、既に在学している全ての者に適用する。
- 2 平成7年4月1日以前に入学した者が平成7年4月1日以後に同一学年となった場合にはこの規程を適用する。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成14年4月1日から施行し、平成14年度入学生から適用する。但し、第19条については、この規程の効力が生じる際、既に在学している全ての者に適用する。

2 平成14年4月1日以前に入学した者が平成14年4月1日以後に入学した者と同一学年となった場合にはこの規程を適用する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成22年4月1日から施行し、平成22年度入学生から適用する。但し、第17条については、この規程の効力が生じる際、既に在学している全ての者に適用する。

2 平成22年4月1日以前に入学した者が平成22年4月1日以後に入学した者と同一学年となった場合にはこの規程を適用する。

附 則

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

2 改正後の規程は、平成24年4月1日現在で第2学年以上に在学する学生にも適用する。

附 則

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

2 改正後の規程は、平成25年4月1日現在で第2学年以上に在学する学生にも適用する。

附 則

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

2 改正後の規程は、平成26年4月1日現在で第2学年以上に在学する学生にも適用する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和7年4月1日から施行し、第3条（第1項第2号の但書を除く）および第6条を除き令和7年4月1日現在で歯学部 に在籍するすべての学生に適用する。

2 第3条（第1項第2号の但書を除く）および第6条については、令和7年度入学生から適用する。ただし、令和7年3月31日以前に入学した者が同一学年となった場合にはこの規程を適用する。